

〔元亨釋書感十進〕釋增賀平安城人諫議大夫橘恒平之子也。誕質後數月父母赴東州。

〔後撰和歌集雜十五〕小野好古の朝臣。西の國のうての使に罷りて、二年といふ年四位には必まかりなるべかりけるをさもあらずなりにければかゝる事にしもさゝれにける事の安からぬ由を憂へ送りて侍りける文の返事の裏に、かきつけ遣はしける。源公忠朝臣○歌

〔書言字考節用集乾一坤〕坂東又云關東坂西又云關西

〔令義解七式〕凡朝集使、東海道坂東。謂駿河與相模界坂也。

〔東山道山東〕謂信濃與上野界山也。

〔下略〕

〔小右記〕寛弘二年十二月廿一日乙未左大臣申云、如今常寧殿被許宜歟、○中仍配宛國々多以不足、

至坂東已弊國不可敢宛者○下略

〔官職秘抄〕諸國○中

〔豫略〕内舍人任坂東諫弓馬之故也、文章生任北陸西海、練文法爲蕃客也、

〔續日本紀二十二〕天平寶字三年八月庚寅遷坂東八國。并越前、能登、越後四國浮浪人二千人以爲雄勝柵戸、

〔太平記十六〕本間孫四郎遠矢事

本間弓杖ニスガリテ、其身人數ナラヌ者ニテ候ヘバ、名乘申共誰カ御存知候ベキ、但弓箭ヲ取テハ、坂東八箇國ノ兵ノ中ニハ名ヲ知タル者モ御座候ラン○下略

〔平家物語十一〕大さかごえの事

判官また坂西の近藤六ちか家を召て、八島には平家の勢いか程有ぞと問給へば千ぎにはよも過候はじと申す、

〔書言字考節用集乾一坤〕關西坂西並同、關東東並同、

〔屠龍工隨筆〕關の東とは逢坂より東を云、關東とは足からより東を云ふならん、